別 紙

資料14-3(午前・午後) 令和2年3月18日 障害福祉サービス等に係る事業者説明会 千葉市障害福祉サービス課

# 千葉市地域生活支援給付の統合上限額管理事務の取扱いについて

#### 統合上限額管理とは?

○統合上限額管理とは、千葉市地域生活支援給付における上限額管理のことです。 地域生活支援給付に係る利用者負担額は、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用 者負担額と合算し、統合的に上限額を管理、決定するためこのように呼ばれています。

## 1 令和2年4月1日以降の統合上限額管理の概要

障害福祉サービスの仕組みと同様に、上限額管理事業所を定め、当該事業所が統合上限額管理 を行い、管理を行った登録事業所に対して一律に加算を行う。

(1) 統合上限額管理対象者

<u>地域生活支援給付受給者証(三)の欄中「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄に「有」</u> と記載されており、以下に該当する方

- ア 障害福祉サービスに加えて地域生活支援給付を利用する方
- イ 障害児通所支援に加えて地域生活支援給付を利用する方
- ウ 地域生活支援給付を複数の事業所で利用する方
- (2) 統合上限額管理事業所となる事業所

登録地域生活支援給付サービス事業所

※ 障害福祉サービス事業所や、障害児通所支援事業所が、地域生活支援給付の統合上限額管 理者となることはありません。

登録地域生活支援給付サービス事業所中で複数の事業所を利用する場合については以下の優先順位とする。

- (ア) 移動支援
- (イ) 日中一時支援
- (ウ) 訪問入浴サービス

上記の中で最も高い順位の事業所と複数箇所契約している場合は、原則として契約量が最も多い 事業所が統合上限額管理事務を行う。

☆ 統合	·上限額管理事業所選定例 ☆	
凡例	… 障害福祉サービス事業所	
	··· 地域生活支援給付事業所	
	··· 障害児通所支援事業所	

例2) 障害福祉サービスと併給、障害福祉サービスで上限管理無し

事業所A (居宅介護)

事業所B (移動支援)

統合上限額管理事業所 (地域上限額管理事業所)

100,000円

事業所C (日中一時)

☆統合上限額管理の流れ 1)

例1)と同村	鎌の事業所を	利用		利用者負担上限月額		37,200	円
	サービス名	利用料	負担額(1割)	管理後負担額			
事業所A	生活介護	100,000円	10,000円	10,000円	〇障害福祉さ	<del>トービス上</del> 限額	管理事業所
事業所B	居宅介護	100,000円	10,000円	10,000円			
事業所C	移動支援	100,000円	10,000円	10,000円	〇統合上限額	質理事業所	

7,200円

- ① 事業所C(統合上限額管理事業所)は、事業所A(障害福祉サービス上限額管理事業所)に障害福祉サービス上限額管理結果を確認する。
- ② 利用者負担上限月額から障害福祉サービスの負担額を控除し、地域生活支援事業の負担上限月額を決定する。 37,200円(利用者負担額)-20,000円(障害福祉サービスの負担額)=17,200円(地域の上限負担額)

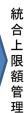
10,000円

③ 事業所Cは事業所Dの利用者負担額を確認する。

日中一時

事業所D

- ④ 1(2)の優先順位の順に、利用者の負担額が、上限月額を超えないように各事業所の負担額を調整する。 優先順位1:事業所C(【移動支援】負担額10,000円)優先順位2:事業所D(【日中一時】負担額10,000円)
  - 17, 200円(地域の上限負担額) ≥ 10, 000円(事業所C【移動支援】の負担額) ⇒ 超えない
  - 17, 200円(地域の上限負担額) 10, 000円(事業所C【移動支援】の負担額) = 7, 200円(残り負担額)
  - 7,200円(地域の残負担額)  $\leq$  10,000円(事業所D【日中一時】の負担額)  $\Rightarrow$  超えるので調整  $\sim$  7,200円(地域の残負担額)  $\sim$  7,200円(事業所D【日中一時】の調整後負担額)  $\sim$  0円(残り負担額)
- ⑤ 事業所Cは事業所Dに統合上限額管理結果を伝える。(事業所Dの利用者負担額は7,200円になる旨)



例3) 障害福祉サービスと併給、障害福祉サービスで上限管理無し、同事業所が 障害福祉サービスと地域生活支援給付の双方を提供

> 事業所A (短期入所)

同一事業所

事業所A (日中一時) 事業所B (移動支援)

統合上限額管理事業所 (地域上限額管理事業所)

例4) 地域生活支援給付単給、移動支援で複数事業所と契約

事業所A (移動支援)

統合上限額管理事業所 (地域上限額管理事業所)

事業所B (移動支援) 契約5時間

事業所C (日中一時)

☆統合上限額管理の流れ 2)

例3) と同様の事業所を利用

利用者負担上限月額

9,300

円

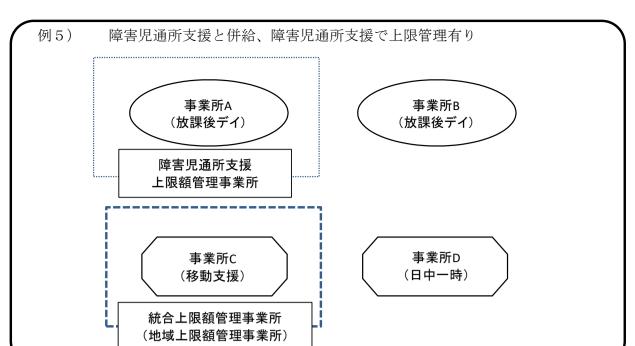
	サービス名	利用料	負担額(1割)	管理後負担額	
事業所A	短期入所	50,000円	5,000円	5,000円	障害福祉サービスの上限額管理なし
サ未がれ	日中一時	50,000円	5,000円	0円	
事業所B	移動支援	50 000円	5 000円	4 300円	○統合上限額管理事業所

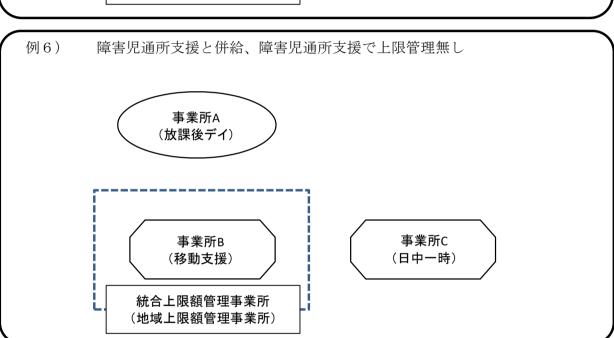
- ① 事業所B(統合上限額管理事業所)は、事業所Aに障害福祉サービス【短期入所】と地域生活支援事業【日中一時】 の利用者負担額を確認する。
- ② 利用者負担上限月額から障害福祉サービスの負担額を控除し、地域生活支援事業の負担上限月額を決定する。 9.300円(利用者負担額)-5.000円(障害福祉サービスの負担額)=4.300円(地域の上限負担額)
- ③ 1(2)の優先順位の順に、利用者の負担額が、上限月額を超えないように各事業所の負担額を調整する。 優先順位1:事業所B(【移動支援】負担額5,000円) 優先順位2:事業所A(【日中一時】負担額5,000円)
  - 4,300円(地域の上限負担額)  $\leq$  5,000円(事業所B【移動支援】の負担額)  $\Rightarrow$  超えるので調整 (4,300円(地域の上限負担額) 4,300円(事業所B【移動支援】の調整後負担額) = 0円(残り負担額)

OP(地域の残負担額) ≤ 5,000P(事業所A【日中一時】の負担額) ⇒ 超えるので調整 OP(地域の残負担額) − OP(年業所A【日中一時】の調整後負担額) = OP(度り負担額)

④ 事業所Bは事業所Aに統合上限額管理結果を伝える。(事業所Aの地域の利用者負担額はO円になる旨)







☆統合上限額管理の流れ 3)

例6)と同村	<sup>兼の事業所を</sup>	利用		利用者負担	旦上限月額	37,200	円
	サービス名	利用料	負担額(1割)	管理後負担額			
事業所A	放課後デイ	100,000円	10,000円	10,000円	障害福祉サービ	スの上限額	[管理なし
事業所B	移動支援	100,000円	10,000円	10,000円	〇統合上限額管	理事業所	
事業所C	日中一時	100,000円	10.000円	10.000円			

- 事業所B(統合上限額管理事業所)は、事業所Aに障害児通所支援事業のの利用者負担額を確認する。
- ② 利用者負担上限月額から障害児通所支援の負担額を控除し、地域生活支援事業の負担上限月額を決定する。 37,200円(利用者負担額)-10,000円(障害児通所支援の負担額)=27,200円(地域の上限負担額)
- ③ 1(2)の優先順位の順に、利用者の負担額が、上限月額を超えないように各事業所の負担額を調整する。 優先順位1:事業所B(【移動支援】負担額10,000円) 優先順位2:事業所C(【日中一時】負担額10,000円)
  - 27, 200円(地域の上限負担額) ≥ 10, 000円(事業所B【移動支援】の負担額) ⇒ 超えない 27, 200円(地域の上限負担額) - 10, 000円(事業所B【移動支援】の負担額) = 17, 200円(残り負担額)
  - 17, 200円(地域の残負担額) ≧ 10, 000円(事業所C【日中一時】の負担額) ⇒ 超えない
  - 17, 200円(地域の残負担額) 10,000円(事業所C【日中一時】の調整後負担額) = 7,200円(残り負担額)
- ④ 事業所Bは事業所Cに統合上限額管理結果を伝える。(事業所Cの地域の利用者負担額は10,000円になる旨)

統合上限額管理

例7)

障害福祉サービス及び障害児通所支援と併給、障害福祉サービス及び障害児通所支援で上限管理有り

事業所A (居宅介護)

障害福祉サービス 上限額管理事業所

> 事業所D (放課後デイ)

事業所C (放課後デイ)

障害児通所支援 上限額管理事業所

> 事業所E (移動支援)

統合上限額管理事業所 (地域上限額管理事業所)

☆統合上限額管理の流れ 4)

例7) と同様の事業所を利用

利用者負担上限月額

4.600

円

	サービス名	利用料	負担額	管理後負担額	
事業所A	居宅介護	10,000円	1,000円	1,000円	〇障害福祉サービス上限額管理事業所
事業所B	短期入所	10,000円	1,000円	1,000円	
事業所C	放課後デイ	20,000円	2,000円	2,000円	〇障害児通所支援上限額管理事業所
事業所D	放課後デイ	20,000円	2,000円	2,000円	
事業所F	移動支援	20.000円	2 000円	<b>0</b> Щ	○統合上限額管理事業所

- ① 事業所E(統合上限額管理事業所)は、事業所A(障害福祉サービス上限額管理事業所)に障害福祉サービス 上限額管理結果を、事業所C(障害児通所支援上限額管理事業所)に障害児通所支援上限額管理結果をそれぞれ 確認する。
- ② 利用者負担上限月額から障害福祉サービスと障害児通所支援の負担額を控除し、地域生活支援事業の負担上限月額を決定する。
  - 4.600円(利用者負担額) 2.000円(障害福祉サービスの負担額 4.000円(障害児通所支援の負担額) =0円(地域の上限負担額)
- ③ 1(2)の優先順位の順に、利用者の負担額が、上限月額を超えないように各事業所の負担額を調整する。 優先順位1:事業所E(【移動支援】負担額2,000円) ※地域生活支援事業所の利用は1事業所のみ

OP(地域の上限負担額)  $\leq$  2, OOOP(事業所E【移動支援】の負担額)  $\Rightarrow$  超えるので調整 OP(地域の上限負担額) = OP(集)負担額)  $\Rightarrow$  の円(乗業所E【移動支援】の調整後負担額) = OP(残り負担額)

- ④ 調整の結果事業所Eの地域の利用者負担額はO円になる
- ※ 障害福祉サービスと障害児通所支援は、別の法律に基づき実施されているサービスのため、それぞれで上限額の管理及び負担額の徴収をする必要がある。地域生活支援事業は千葉市の定めたルールに基づき実施されており、上限額管理においては、障害福祉サービスと障害児通所支援の負担額を地域生活支援事業の負担額と合算して、利用者の負担上限月額を超える金額のうち地域生活支援給付の利用者負担額を地域生活支援給付費として千葉市が給付している。

統合上限額管理

#### (3) 統合上限額管理に係る事務処理について

統合上限額管理に係る事務処理については、原則として障害福祉サービスにおける利用者負担 上限額管理事務と同様の仕組みで行うこととする。詳細は以下のとおりとなるため、該当する各事業 所については、千葉市地域生活支援給付利用者負担上限額管理事務依頼(変更)依頼届の作成等 をお願いしたい。

- ア 登録地域生活支援給付サービス事業者は、新たに受給者と契約を締結した際、受給者証において統合上限額管理対象者であることを確認した場合は、速やかに統合上限額管理事業者に契約締結の旨を連絡する。また、自らが契約を行うことにより統合上限額管理対象者となることが判明した場合、障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援給付すべての受給者証を確認し、利用者がルールに基づいて統合上限額管理事業所となる事業所を選定できるよう援助をお願いする。
- イ 関係事業所となった登録地域生活支援給付サービス事業者は、サービス利用が無かった月においても、その翌月3日までに統合上限額管理事業所に対し、対象者の地域生活支援給付の利用が無かった旨の連絡を行うこと。

### (4) 統合上限額管理加算について

統合上限額管理を行った事業所に対し、管理結果が管理結果票上どの結果でも所定の単位数を加算する。

加算単位数 164単位

※ なお、上記において「管理を行った」とは、対象者が地域生活支援給付を実際に利用した場合を 言い、契約はあったが地域生活支援給付の利用が無かった場合においては加算を行わないことと する。

#### (5) みなし登録地域生活支援給付サービス事業者の登録制度について

地域生活支援給付の登録を受けていない事業者が、旧ルールに基づき管理事業所となった場合、 みなし登録事業者として統合上限額管理を行っていたが、令和2年4月1日以降において、新規の みなし登録は行わない。なお、現在みなし登録地域生活支援給付サービス事業者の登録を受けて いる事業者が統合上限額管理を行っている地域生活支援給付の利用者については、対象者が令和 2年4月1日以降にサービス更新時期を迎えた時、新ルールに基づき統合上限額管理事業所を変更 する。

#### (6) 統合上限額管理事業所の変更時期について

<u>令和2年4月1日以降において、旧ルールに基づき統合上限額管理事業所が設定されている利用者については、対象者が令和2年4月1日以降にサービス更新時期を迎えた時、新ルールに基づき統合上限額管理事業所を変更する。</u>

<u>なお、やむを得ない事情で更新時期に利用者が上限額管理事業所を変更することが出来ない場合は、遅くても令和3年3月31日までに、新ルールに基づいた統合上限額管理事業所の変更を行うこと。みなし登録の事業者から変更する場合も、同様の取扱いとする。</u>

※令和2年4月1日より前に統合上限額管理事業所を変更する必要がある場合や新規サービス利用者等については、令和2年4月1日より前に新ルールに基づいた統合上限額管理事業所への変更も可能とする。

